

広島県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を神石高原町役場の掲示場に掲示した。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所有者の氏名
神石郡神石高原町時安三五九一の一、六二一三の二二	山本伍市
神石郡神石高原町時安五四〇一の四、五七三四の二二	西屋勘治郎
神石郡神石高原町時安五四〇二	渡邊賀市
神石郡神石高原町時安五四〇五の一、五四二〇の一、五七三四の一〇、五七三四の一三、五七三四の三七、五七三四の三八	青滝忠義
神石郡神石高原町時安五四〇五の二	林定之進
神石郡神石高原町時安五六九三、五七二五	小林伊作
神石郡神石高原町時安五七三四の二一	田邊忠志
神石郡神石高原町時安五七三九の五	川上和人
神石郡神石高原町時安五七三九の六、五七三九の三四	井上要太郎
神石郡神石高原町時安五七三九の一、五七三九の三一、五七三九の三一	新屋健二
神石郡神石高原町時安五七三九の一三、五七三九の一四、六一三七の二一、六二一一の六、六二一一の七、六二一一の一八、六二一一の二四	馬屋原一義
神石郡神石高原町時安五七三九の二五	赤木乾一
神石郡神石高原町時安六一〇〇の二、六一〇七の一、六一〇七の二、六一〇八の七、六一〇八の二〇、六一〇八の二一、六一三八の一、六一三八の二	平元トメ
神石郡神石高原町時安六一〇八の九、六一一五の二、六一一五の五、六一四〇の二、六一四〇の三	林良左衛門
神石郡神石高原町時安六一〇八の一〇、六一一七の二一、六一二五の三	渡邊基
神石郡神石高原町時安六一〇八の一二、六一〇八の一八、六一〇八の一九、六一九六の五、六一九八の一、六一九八の八、六一九九の一、六二〇二の二から六二〇二の四まで、六二〇七の一、六二〇七の二、六二一〇の八、六二一〇の一、六二一〇の三三、六二一〇の三五、六二一〇の三六、六二一〇の四八から六二一〇の五一まで、六二一一の三六、六二一一の四〇、六二一一の四二、六二一一の四四、六二一一の四六、六二一一の四七、六二二三の一〇、六二二三の二七	本石芳久
神石郡神石高原町時安六一一五の一、六一一五の六、六一三七の七、六一五七、六一五九	山本由起子
神石郡神石高原町時安六一一七の二〇、六一一七の三七	赤木額美
神石郡神石高原町時安六一二四の一	岩畦仁吉
神石郡神石高原町時安六一三二の二	本石平一
神石郡神石高原町時安六一三二の二	定木秀夫
神石郡神石高原町時安六一八六の一、六一八六の三、六一八六の四	吉岡正隆
神石郡神石高原町時安六一二〇の一四	藤原豊
神石郡神石高原町時安六二一一の二、六二一一の二八	林操一郎
神石郡神石高原町時安六二一一の二二	赤木正弘

神石郡神石高原町時安六二二一の二三
神石郡神石高原町時安六二二五の四

赤木イシノ
新屋榮一

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について